

公認心理師についての伝達事項

<公認心理師志望者全員への注意事項>

- ・ 公認心理師とは、公認心理師の名称を用いて医療や福祉，教育等の領域において心理学の専門知識に基づく支援や援助を業とする者を指す。
- ・ 公認心理師になるためには、学部で演習や実習を含む規定の科目の単位を修得することに加えて大学院等で研鑽を積むことで、はじめて公認心理師試験の受験資格を得ることができ、それに合格しなければならない。
- ・ 公認心理師としての支援・援助には、支援を要する者に対して大きな責任が伴う。したがって、公認心理師の資格取得を目指すには豊富な知識と多様な技術を身につけられるよう高い志と努力が求められる。
- ・ 修得する必要がある科目のうち、特に実習では、ルールや決まりごとを守らないと、また実習に求められる知見やスキルをそなえていないと、善意で実習を引き受けてくださる実習先に大きな迷惑がかかり，また、支援を要する人たちに被害を与える結果になることもある。したがって、公認心理師資格取得に必要な講義や演習を履修する中で自身の適性を勘案し、実習に参加するかどうかを慎重に判断することが求められる。
- ・ 実習に参加する際は、「実習先で学ばせてもらっている」という意識を持ち、実習先の人たちや支援を要する人たちに誠実な態度で接すること。実習を自己都合で欠席，遅刻する等，実習先に迷惑をかけたり心象を害する言動を行ったりすることは許されない。そのような場合，あるいはその恐れがあるとみなされる場合，実習の受け入れを断られることもあり，その代替措置は講じられない。
- ・ 公認心理師資格取得に必要な科目履修や単位認定に要する所定の時間数実習を行えているかについては自己管理する必要がある，高い自己管理能力が求められる。

る。

- ・ 以上のことから、公認心理師としての仕事に携わりたいと思う場合にのみ、相応の覚悟をもって、実習に取り組むこと。つまり、とりあえず受験資格を取得しておこうという姿勢で臨むのは適当でない。
- ・ なお例年、実習について「就活との両立が可能か」という質問がある。学部の単位履修だけでは公認心理師受験資格は付与されないので、大学院等で学び続ける可能性の観点から判断することが適当である。また、一度決まった実習先を自己都合でキャンセルすることはできず、就職活動とスケジュールが重なった場合でも実習を優先するよう求められることを踏まえる必要がある。
- ・ 受験資格に関する詳細は、早稲田大学公認心理師コンソーシアムのホームページ (<https://sites.google.com/view/wkouninshinrishiconsortium>) に公認心理師に関する情報が掲載されているので、それを参照すること。特に公認心理師についての事前知識がない学生は、HP 下部の「コンソーシアムの紹介」をよく読むこと。特例措置については、HP 下部の「2017年9月15日時点で学生であった者の特例措置」を参照すること。情報は常に更新されるため、コンソーシアムでの情報更新をこまめに確認し、情報を見逃すことがないようにすること。
- ・ 例年、2月上旬頃に「公認心理師科目登録ならびに公認心理師心理（実践）実習ガイダンス」が実施される。実習先や実習のエントリーに関する重大な情報が提示されるので、公認心理師カリキュラムを履修予定の学生は必ず出席すること。
- ・ 学部生は「心理演習（学部：心理学演習 15、公認心理師心理演習）」も履修する必要があることを覚えておくこと。
- ・ 次ページから、各年次にて注意すべき事項をまとめているので、自身が該当する年次の注意事項を十分に把握しておくこと。

2021年3月 1日 作成
2023年3月 12日 更新

＜2年次における注意事項＞	4
＜3, 4年次における注意事項＞	5
＜2017年9月15日時点で学生であった者（経過措置）における注意事項＞	7
＜大学院生における注意事項＞	8
＜公認心理師試験 各種証明書の発行＞	9

<2年次における注意事項>

- ・ 隔年開講の講義や選外になり受講できない場合もあるので、戦略的に科目登録を行うこと。
- ・ 教育学部で開講されている講義のうち、文学部所属の学生でも受講可能なものもあるが、その多くは三次登録になる。ただし、登録前であっても初回の授業には参加可能であり、そこで重要な事項が話されることも多いので、履修を希望する場合は初回から授業に参加すること。
- ・ 現場での実習（公認心理師心理実習）は、制度上は3年次にも行えるが、勉強して十分な知識が身についてからでないとう身にならないうえ、実習先にも迷惑がかかるので、心理演習を3年次に、公認心理師心理実習を4年次に行うのが原則。実習を3年次に希望する場合は、実習に耐えうると認められる力量を有している必要がある。

<3, 4年次における注意事項>

- ・ 隔年開講の講義や選外になり受講できない場合もあるので、戦略的に科目登録をすること。
- ・ 教育学部で開講されている講義のうち、文学部所属の学生でも受講可能なものもあるが、その多くは三次登録になる。ただし、登録前であっても初回の授業には参加可能であり、そこで重要な事項が話されることも多いので、履修を希望する場合は初回から授業に参加すること。
- ・ 心理学演習 15 (心理演習) の受講にあたっては、履修希望届を期日までに提出すること。履修が認められたら、科目の登録をすること。
- ・ 現場での実習 (公認心理師心理実習) は、制度上は3年次にも行えるが、勉強して十分な知識が身につくまでないと身にならないうえ、実習先にも迷惑がかかるので、心理演習を3年次に、公認心理師心理実習を4年次に行うのが原則。実習を3年次に希望する場合は、実習に耐えうると認められる力量を有している必要がある。なお、2021年度、2022年度共に、3年次に実習を行った学生は0名であった。公認心理師心理実習の受講希望者はコンソーシアムに掲載されている通り、期日までに実習先エントリー調査など、書類提出や申請をする必要がある。原則として、途中離脱は不可で、欠席も認められない。拘束時間も長く（普通の授業のように特定の曜日・時間帯に固定されていない）、別途実習経費がかかり、病院実習前抗体検査・検便検査（コンソーシアムに掲載）も必要である。覚悟して登録すること。また、上記のような事情から、心理学演習1・3で再履修の单元がある者は履修してはならない。病院実習前抗体検査・検便検査は実習開始よりも前に行う必要があるため、コンソーシアムで公開される情報に従い、必ず期日までに済ませておくこと。抗体が数値に達していない場合は接種が必要となり、接種後3週間経過しないと実習に出られない。公認心理師心理実習につ

2021年3月 1日 作成
2023年3月 12日 更新

いては、ゼミの指導教員の同意を得てから受講すること。実習の担当教員が指導教員に照会することもある。

- ・ 公認心理師心理実習における伝達事項は、コンソーシアムのホームページあるいは Waseda Moodle で行われるので、こまめにチェックすること。また、実習に関する事前説明に出席しないと実習内容が把握できなくなるので、留意すること。
- ・ 実習先ごとに班を作るが、公認心理師心理実習の受講者の大半は教育学部の学生なので、情報の入手漏れがないよう、教育学部の学生からも情報が得られるようにしておくこと。また、各実習先で分からないことがあった場合、誰に連絡をすればよいかを確認しておくこと。
- ・ 4年次に申請条件を満たせば大学院の科目を先取り履修できる。ただし、この制度を利用する際は原則公認心理師資格関連科目以外の科目を履修すること。
- ・ 休学等の理由により、2017年9月15日の時点で学生であった場合は経過措置者に該当するため、留意すること。

<2017年9月15日時点で学生であった者(経過措置)における注意事項>

- ・ 2017年9月15日時点で学生であった者には経過措置が適用される。このため、公認心理師心理実習は必修ではないが、貴重な経験になる。
- ・ 教育学部で開講されているもののうち、文学部も受講可能なものがあるが、その多くは三次登録になる。ただし、登録前であっても初回の授業には参加可能であり、そこで重要な事項が話されることも多いので、履修を希望する場合は初回から授業に参加すること。
- ・ 公認心理師心理実習の受講希望者はコンソーシアムに掲載されている通り、期日までに実習先エントリー調査など、書類提出や申請をする必要がある。原則として、途中離脱は不可で、欠席も認められない。拘束時間も長く（普通の授業のように特定の曜日・時間帯に固定されていない）、別途実習経費がかかり、病院実習前抗体検査・検便検査（コンソーシアムに掲載）も必要である。覚悟して登録すること。病院実習前抗体検査・検便検査は実習開始よりも前に行う必要があるもので、コンソーシアムで公開される情報に従い、必ず期日までに済ませておくこと。抗体が数値に達していない場合は接種が必要となり、接種後3週間経過しないと実習に出られない。公認心理師心理実習については、ゼミの指導教員の同意を得てから受講すること。実習の担当教員が指導教員に照会することもある。
- ・ 公認心理師心理実習における伝達事項は、コンソーシアムのホームページあるいは Waseda Moodle で行われるので、こまめにチェックすること。また、実習に関する事前説明に出席しないと実習内容が把握できなくなるので、留意すること
- ・ 実習先ごとに班を作るが、実習の受講者の大半は教育学部の学生なので、情報の入手漏れがないよう、教育学部の学生からも情報が得られるようにしておくとなおよい。また、各実習先で分からないことがあった場合、誰に連絡をすればよいかを確認しておくこと。

<大学院生における注意事項>

- ・ 公認心理師心理実践実習は教育学研究科の設置科目であるため、「他研究科提供科目」として履修登録が可能。文学研究科における「他研究科提供科目」の科目登録のスケジュールをよく確認して、履修登録をすること。
- ・ 公認心理師心理実践実習の受講希望者はコンソーシアムに掲載されている通り、期日までに実習先エントリー調査など、書類提出や申請をする必要がある。原則として、途中離脱は不可で、欠席も認められない。拘束時間も長く（普通の授業のように特定の曜日・時間帯に固定されていない）、別途実習経費がかかり、病院実習前抗体検査・検便検査（コンソーシアムに掲載）も必要である。覚悟して登録すること。病院実習前抗体検査・検便検査は実習開始よりも前に行う必要があるので、コンソーシアムで公開される情報に従い、必ず期日までに済ませておくこと。抗体が数値に達していない場合は接種が必要となり、接種後3週間経過しないと実習に出られない。実習の受講については、ゼミの指導教員の同意を得てから受講すること。実習の担当教員が指導教員に照会することもある。なお、割り当てられた実習先で必要と思われる知識は、積極的に自学自習すること。
- ・ 他箇所設置科目は、在学中に10単位までという履修制限数がある。教育学研究科を含めた他箇所科目を10単位以上履修する見込みがある者は、文学学術院事務所で書面による申請が必要となる。その場合は、他研究科提供科目の登録日に文学学術院事務所で手続き方法を尋ね、指示に従うこと。
- ・ 公認心理師試験の可否については、可能な限り文学学術院心理学教室（wbunpsy@gmail.com）まで連絡すること。

2021年3月 1日 作成
2023年3月 12日 更新

<公認心理師試験 各種証明書の発行>

- ・ 以下のリンクを参照すること。

<https://www.waseda.jp/flas/kouninshinrishi/>

【早稲田大学文学部→在学生の方へ→免許や資格→公認心理師【国家試験受験資格】
(経過措置者を除き、文学部・心理学コースが主な対象です)】